

大和市民健康保険税条例施行規則及び大和市民介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市民規則第25号

大和市民健康保険税条例施行規則及び大和市民介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市民健康保険税条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市民健康保険税条例施行規則(昭和46年大和市民規則第45号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「令和4年度に」を「令和5年度に」に、「令和元年度分から令和4年度分」を「令和2年度分から令和5年度分」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改め、同項第2号中「、平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域並びに令和元年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域」を削り、「令和元年度分」を「令和2年度分」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改め、「全額」の次に「及び令和5年度分であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、100分の50に相当する額」を加え、同項第3号中「令和元年度分であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域並びに令和元年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域である場合(上位所得層の場合を除く。) 令和2年度分から令和5年度分までであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額

附則第3項に次の1号を加える。

(5) 令和4年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域である場合(上位所得層の場合に限る。) 令和5年度分であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの納期に係る

る国民健康保険税のうち、令和5年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額
附則第4項第2号イ中「法」を「地方税法」に改める。

附則第5項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(大和市介護保険条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正
する。

附則第2項の見出し中「免除」を「減免」に改め、同項中「次」の次に「の各号」を加え、
「第2号から第6号まで」を「第1号イからオまで及び第2号」に、「令和4年度分の保険料を
免除する」を「それぞれ当該各号に定める割合により令和5年度分の保険料を減免する」に改め、
同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる者 10分の10

ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定によ
る指示に基づき設定された帰還困難区域に住所を有していた者

イ 平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域に住所を有していた者

ウ 平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域等に住所を有
していた者

エ 令和元年度に指定が解除された居住制限区域等及び避難指示解除準備区域等に住所を
有していた者

オ 令和4年度に指定が解除された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）
第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域に住所を有していた者

(2) 平成26年度以前に指定が解除された緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含
む。）及び避難指示解除準備区域等に住所を有していた者 10分の5

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の大和市介護保険条例施行規則附則第2項の規定は、令和5年度分
の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。